

一 常々人之妨をなし、或者酒狂之上口論を好族、
 又者耕作商等茂不仕、渡世之致方不分明成
 もの有之者、名主・組頭・五人組之内より可訴
 出之事

附り、用事なくして他所より節々出入之もの
 有之ハ、心を付様子見届、怪敷子細有之ハ
 可遂ニ吟味之事

一 喧嘩口論取押候節、飛道具不レ可持、不レ可ニ

加勢之事

○ 一 公儀御仕置ニ而江戸払、又者追放等ニ成候者、
 御構之場所に隠れ罷在候茂有之様ニ相聞候、
 畢竟右躰之ものと乍レ存困置、或者世話

いたし候者有之故之儀ニ而、当人同前之御仕置
 可レ被ニ 仰付候事

一 神仏銅石木像共丈ケ三尺ニ可レ限、并撞鐘・

鳥居・燈籠大造成儀者御法度、木像三尺ニ而も

十躰以上者訴出、可レ受ニ差図之事

一 寺院堂舎・客殿・方丈・庫裏、其外梁間京間

三間を限り、桁行ハ心次第、仏壇つゝの屋京間

三間四方を限り、四方しころ庇京間壹間半を限り

小棟作たるへし、ひち木作より上之結構可レ為ニ無用ニ、
 其度々差図請可レ作事

一 在々ニおゐて操・狂言・芝居、其外諸見せ物類可レ為ニ
 停止之事

一 宿町村々之内ニ芝居道具・衣裳貸候もの有之者

可ニ訴出ニ、若村役人・五人組乍レ弁、見聞遁ニおゐてハ、
 急度可ニ申付ニ事

一 宿在町・村々賑ひ之場所ニおゐて、書画・俳諧・
 遊芸を翫候もの共、会与号、摺物等を配り金銭を
 申請、茶屋杯ニおゐて会合いたし、酒飲遊興を

催候もの有之、百姓之風俗を乱し候基ニ付、向後

急度仕間敷、若催候ハ、早々可ニ訴出ニ事